平成２３年（フ）第１６８号
鳥取県米子市富益町５番地38
債務者　釜田　美香
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　正志
4　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第２７５号
北海道帯広市東２条南14丁目１番地
債務者　菊地　和男
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸谷　　誠
4　破産債権の届出期間　平成24年１月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３８８号
宮崎市大坪東３丁目16番10号
債務者　谷口　光男
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮田　行雄
4　破産債権の届出期間　平成23年11月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８３号
岩手県一関市千厩町千厩字石堂15―１　アーバンハイツ石堂102、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区真城字迎畑153番地
債務者　小野寺和恵
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２９０号
奈良県香芝市関屋1359番地
債務者　元田　久子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
奈良県北葛城郡王寺町畠田８丁目1492番地の１―202号
債務者　井上　太貴
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３２８号
奈良県橿原市膳夫町272番地の13、前住所奈良県橿原市御坊町40番地の６
債務者　福本　　清
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
奈良県北葛城郡王寺町本町４丁目29番11―101号、前住所大阪市西淀川区大和田３丁目10番14―401号
債務者　濱田　直美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３４７号
奈良県磯城郡田原本町大字千代1153番地の３
債務者　原田美代子こと　原田美代子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２０９号
群馬県邑楽郡大泉町富士２丁目20番３号　グランエスポワールⅠ―201号
債務者　坂本　和義
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第３８５号
沖縄県中頭郡西原町字掛保久284番地
債務者　大城　　榮
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４０５１号
大阪市東淀川区西淡路５丁目８番15号　シャルムビラ土井503号
債務者　永井　幸枝
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４４０号
大阪府寝屋川市萱島本町20番14号
債務者　デンタルアート宇根こと　宇根　秀典
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８７４号
大阪府守口市八雲北町２―９―３―504、住民票上の住所三重県鈴鹿市神戸２丁目15番35号
債務者　小川　裕之
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９８６号
大阪府東大阪市東石切町３丁目４番18号　ヒルサイドオガワ103号
債務者　仲谷　　定
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部